

証券コード：6960

2021年6月11日

株 主 各 位

東京都文京区本郷三丁目39番4号

フクダ電子株式会社

代表取締役社長 白 井 大 治 郎

第74回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第74回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会では、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主の皆様には株主総会当日のご出席を見合わせることをご検討いただきますとともに、可能な限り、書面又はインターネットによる議決権行使をお願い申し上げます。

なお、書面又はインターネットにより議決権を行使される場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、3頁の「議決権行使についてのご案内」に記載のいずれかの方法により、2021年6月28日（月曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月29日（火曜日）午前10時

2. 場 所 東京都文京区本郷二丁目35番8号

フクダ電子株式会社 本郷新館 1階ホール

（末尾の「会場ご案内図」をご参照ください。）

3. 目的事項

報告事項

1. 第74期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第74期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 取締役9名選任の件

第2号議案 取締役の報酬額改定の件

第3号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度に係る報酬枠再設定の件

以 上

株主総会のお土産をご用意しておりません。あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.fukuda.co.jp/>) に掲載させていただきます。
- ◎「連結注記表」及び「個別注記表」につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.fukuda.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の提供書面に含まれる連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際してそれぞれ監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について

1. 当社の対応につきまして

- ・運営スタッフは、マスク着用にて対応させていただきます。
- ・受付、会場入口にアルコール消毒液を設置いたします。
- ・感染拡大防止の観点から、水、お茶等の飲料のご提供を中止いたします。
ご出席の株主様へのお土産の配布も中止いたします。
- ・株主様の座席につきましては、座席の間隔をあけて配置いたします。例年よりも収容可能人数が大幅に少なくなるため、満席となった場合はご入場をお断りする場合がございますので、あらかじめご了承ください。

2. 株主様へのお願いにつきまして

- ・株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、株主総会当日までのご自身の健康状態や体調等に十分ご留意のうえ、くれぐれもご無理をなされませぬようお願い申し上げます。株主総会へのご出席を見合わせることもご検討ください。
- ・株主総会の議決権行使につきましては、書面又はインターネットによる方法もごございます。株主様におかれましては、可能な限り、書面又はインターネットによる行使のご検討をお願い申し上げます。
なお、インターネットによる議決権行使方法につきましては、同封のリーフレット及び本招集ご通知の4頁に記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照ください。
- ・ご出席の株主様で発熱、咳その他体調がすぐれないと見受けられる方につきましては、運営スタッフよりお声がけし、ご入場をお断りさせていただく場合がございます。
- ・ご出席の株主様には、マスクの着用や、受付等に設置のアルコール消毒液のご使用など感染拡大防止に向けたご協力をお願い申し上げます。

なお、今後の状況によりましては、対応等を変更する場合がございます。

今後の状況とその対応につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.fukuda.co.jp/>) に掲載させていただきます。何卒、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

本株主総会では、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主の皆様には株主総会当日のご出席を見合わせることをご検討いただきますとともに、可能な限り、書面又はインターネットによる議決権行使をお願い申し上げます。

株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時 2021年6月29日(火曜日) 午前10時

書面（郵送）で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2021年6月28日(月曜日) 午後5時30分到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合

(次頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照ください。)



QRコードを読み取る「スマート行使」又は

議決権行使サイト (<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>) にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」を入力する方法のいずれかで、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

行使期限 2021年6月28日(月曜日) 午後5時30分入力完了分まで

※ 書面（郵送）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきます。

※ インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

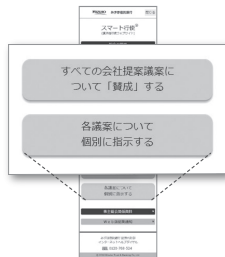
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

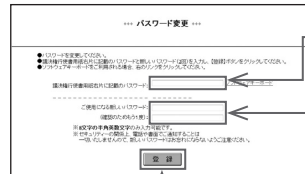
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

 0120-768-524
(受付時間 平日9:00~21:00)

(提供書面)

事業報告

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい状況が続きました。先行きについても感染再拡大によるリスクも有り、不透明な状況となっております。

医療機器業界においては、2020年度診療報酬改定は全体としてはプラス改定であるものの、新型コロナウイルス感染症の拡大により医療機関には多大なる重圧がかかっている状況にあります。

このような環境の中、当社グループの当連結会計年度の売上高は、1,467億56百万円（前期比10.0%増）となりました。利益につきましては、営業利益は198億11百万円（前期比49.1%増）、経常利益は202億64百万円（前期比48.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は147億16百万円（前期比53.1%増）となりました。

売上高	1,467億56百万円	(前期比10.0%増)
経常利益	202億64百万円	(前期比48.5%増)
親会社株主に帰属する当期純利益	147億16百万円	(前期比53.1%増)

これらを部門別にみますと、生体検査装置部門では、大口商談の増加により、売上高は404億45百万円（前期比5.8%増）となりました。

生体情報モニター部門では、モニタの売上高は140億76百万円（前期比37.4%増）となりました。

治療装置部門では、ペースメーカー関連製品の売上は減少しましたが、人工呼吸装置、在宅医療向けレンタル事業の売上は伸張し、売上高は551億87百万円（前期比9.1%増）となりました。

消耗品等部門は、記録紙、ディスプレイ電極や上記各部門の器械装置に使用する消耗品や修理・保守を含みます。消耗品等部門の売上高は370億47百万円（前期比7.9%増）となりました。

募集
ご通知

事業
報告

連結
計算書
類

計算
書類

監査
報告

株主
総会
参考
書類

(部門別売上)

	2020年3月期		2021年3月期		前 期 比
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比	増 減 率
生 体 検 査 装 置	百万円 38,234	% 28.7	百万円 40,445	% 27.6	% 5.8
生体情報モニター	10,244	7.7	14,076	9.6	37.4
治 療 装 置	50,588	37.9	55,187	37.6	9.1
消 耗 品 等	34,325	25.7	37,047	25.2	7.9
合 計	133,393	100.0	146,756	100.0	10.0

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしましたフクダグループの設備投資の総額は114億35百万円で、その主なものはレンタル用資産「在宅用酸素濃縮器」及び本社工屋建替え等であります。

③ 資金調達の状況

特に記載すべき事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	2018年 3月期 (第71期)	2019年 3月期 (第72期)	2020年 3月期 (第73期)	2021年 3月期 (第74期) (当連結会計年度)
売 上 高(百万円)	128,883	129,775	133,393	146,756
経 常 利 益(百万円)	12,713	13,288	13,647	20,264
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益(百万円)	9,320	9,577	9,609	14,716
1株当たり当期純利益 (円)	612.49	629.37	633.03	973.33
総 資 産(百万円)	157,518	160,940	168,742	191,762

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社は、親会社はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
フクダ電子北海道販売(株)	98百万円	100 %	医用電子機器の販売及び賃貸
フクダ電子北東北販売(株)	50百万円	100 %	〃
フクダ電子南東北販売(株)	50百万円	100 %	〃
フクダ電子新潟販売(株)	40百万円	100 %	〃
フクダ電子北関東販売(株)	40百万円	100 %	〃
フクダ電子西関東販売(株)	50百万円	100 %	〃
フクダ電子南関東販売(株)	50百万円	100 %	〃
フクダ電子東京販売(株)	50百万円	100 %	〃
フクダ電子東京中央販売(株)	50百万円	100 %	〃
フクダ電子東京西販売(株)	40百万円	100 %	〃
フクダ電子神奈川販売(株)	40百万円	100 %	〃
フクダ電子北陸販売(株)	60百万円	100 %	〃
フクダ電子長野販売(株)	40百万円	100 %	〃
フクダ電子中部販売(株)	80百万円	100 %	〃
フクダ電子三岐販売(株)	40百万円	100 %	〃
フクダ電子京滋販売(株)	50百万円	100 %	〃
フクダ電子近畿販売(株)	80百万円	100 %	〃
フクダ電子兵庫販売(株)	60百万円	100 %	〃
フクダ電子岡山販売(株)	50百万円	100 %	〃
フクダ電子広島販売(株)	90百万円	100 %	〃
フクダ電子四国販売(株)	98百万円	100 %	〃
フクダ電子西部北販売(株)	90百万円	100 %	〃
フクダ電子西部南販売(株)	70百万円	100 %	〃
フクダライフテック北海道(株)	98百万円	100 %	〃
フクダライフテック北東北(株)	20百万円	100 %	〃
フクダライフテック南東北(株)	20百万円	100 %	〃

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
フクダライフテック北信越(株)	20百万円	100 %	医用電子機器の販売及び賃貸
フクダライフテック関東(株)	30百万円	100 %	〃
フクダライフテック常葉(株)	20百万円	100 %	〃
フクダライフテック東京(株)	30百万円	100 %	〃
フクダライフテック東京西(株)	20百万円	100 %	〃
フクダライフテック横浜(株)	50百万円	100 %	〃
フクダライフテック中部(株)	30百万円	100 %	〃
フクダライフテック京滋(株)	20百万円	100 %	〃
フクダライフテック関西(株)	30百万円	100 %	〃
フクダライフテック兵庫(株)	20百万円	100 %	〃
フクダライフテック中国(株)	40百万円	100 %	〃
フクダライフテック四国(株)	20百万円	100 %	〃
フクダライフテック九州(株)	50百万円	100 %	〃
フクダライフテック(株)	50百万円	100 %	〃
フクダ電子ファインテック仙台(株)	80百万円	100 %	医用電子機器の製造
(株)フクダ物流センター	10百万円	100 %	倉庫管理及び梱包発送
フクダ電子技術サービス(株)	30百万円	100 %	医用電子機器の修理
フクダメディカルソリューション(株)	50百万円	100 %	医療用コンピュータシステムの開発及び販売
アトミック産業(株)	10百万円	100 %	医療用記録紙の製造・販売
フクダコーリン(株)	300百万円	100 %	医療機器・医療システムの企画・開発・販売及び診療支援サービス事業展開
北京福田電子医療儀器有限公司	3,900千US\$	100 %	医用電子機器の製造・販売
FUKUDA DENSHI USA, Inc.	3,300千US\$	100 %	医用電子機器の販売
FUKUDA DENSHI UK LTD	1GBP	100 %	医用電子機器の販売

(注) 2020年4月1日付けで、フクダライフテック関西(株)はフクダライフテック南近畿(株)を吸収合併いたしました。

(4) 対処すべき課題

診療報酬、薬価、特定保険医療材料の公定償還価格改定に加え、新型コロナウイルス感染症の影響により、引き続き不透明な市場環境が予測されますが、お客様に安心してご使用いただくための品質管理・安全管理体制の充実と、同業他社には無い差別化した製品の開発、販売体制整備のための投資、国内外の競合メーカーとの価格競争力を高めるためのコスト削減に引き続き取り組んでまいります。

また、資本効率を高めるべく創出したキャッシュ・フローを継続的に成長投資に回していくことで企業価値向上に努め、株主の皆様へ安定的な成果配分を継続していく所存でございます。

<経営理念>

社会的使命に徹し、
ME機器の開発を通じて、
医学の進歩に寄与する

中期経営計画方針としては、少子高齢化の進展に伴い変化する医療環境に適応すべく事業戦略を策定し、効率的な組織運営を実現することで強固な経営基盤を構築していくことを掲げております。

成長性が見込まれる分野への戦略的投資や効果的な研究開発の取り組みにより、医療機関への総合提案の実現、在宅医療分野における地域密着体制の強化を図り、ガバナンス・コンプライアンス体制の強化や人材育成による組織の活性化を通じて、グループ経営管理体制の充実を目指してまいります。

地域医療を支えるという使命感のもと、「予防、検査、治療、経過観察、リハビリ、在宅、介護」というワンストップサービスによる一貫した医療環境を提供することで、お客様に価値を提供するとともに持続的成長を実現してまいります。

(5) **主要な事業内容** (2021年3月31日現在)

医用電子機器の製造・購買及び販売を主な事業の内容とし、それに関連する物流・サービス等の事業活動を展開しております。

特に医用電子機器のうち、心臓・循環器系分野の心電計、生体情報モニタ、超音波画像診断装置、ペースメーカ、人工呼吸器等を官公私立病院・大学医学部附属病院をはじめとする全国の医療施設に納入しております。

事業部門	主 要 製 品
生体検査装置部門	心電計・ホルター心電図記録解析装置・負荷心電図装置・超音波画像診断装置・ポリグラフ・自動血球計数測定装置・呼吸機能検査装置・血圧脈波検査装置・空気清浄除菌脱臭装置
生体情報モニター部門	セントラルモニタ・ベッドサイドモニタ・医用テレメータ
治療装置部門	デフィブリレータ・ペースメーカ・人工呼吸器・在宅用人工呼吸器・在宅用酸素濃縮器・睡眠時無呼吸症候群の治療器・カテーテル
消耗品等部門	記録紙・ディスプレイ電極・各部門の器械装置に使用する消耗品や修理・保守

(6) 主要な営業所及び工場（2021年3月31日現在）

①当社

本 社：東京都文京区
 本 郷 新 館：東京都文京区
 白井事業所：千葉県白井市

②子会社

・国内子会社

会 社 名	所 在 地
フクダ電子北海道販売(株) 他22社	(本社拠点) 札幌、秋田、仙台、新潟、宇都宮、さいたま、千葉、 東京、立川、横浜、金沢、松本、名古屋、岐阜、京都、 吹田、神戸、岡山、広島、松山、福岡、熊本
フクダライフテック北海道(株) 他15社	(本社拠点) 札幌、秋田、仙台、金沢、さいたま、千葉、東京、八王子、 横浜、名古屋、京都、吹田、神戸、広島、松山、福岡
フクダライフテック(株)	東京都文京区
フクダメディカルソリューション(株)	東京都文京区
アトミック産業(株)	東京都文京区
フクダコーリン(株)	東京都文京区
フクダ電子ファインテック仙台(株)	宮城県黒川郡大和町
(株)フクダ物流センター	千葉県白井市
フクダ電子技術サービス(株)	千葉県白井市

(注) 2020年4月1日付で、フクダライフテック関西(株)はフクダライフテック南近畿(株)を吸収合併いたしました。

・海外子会社

会 社 名	所 在 地
FUKUDA DENSHI USA, Inc.	米国ワシントン州
北京福田電子医療儀器有限公司	中国北京
FUKUDA DENSHI UK LTD	英国シェフィールド

(7) 従業員の状況 (2021年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
3,291 (685) 名	83 (22) 名

(注) 従業員数は就業人員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
659 (151) 名	8 (14) 名	42.3歳	14.4年

(注) 従業員数は就業人員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2021年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社 きらぼし 銀行	400百万円
株式会社 三菱 UFJ 銀行	300
株式会社 みずほ 銀行	300
株式会社 北陸 銀行	300
株式会社 七十七 銀行	300
株式会社 商工組合中央金庫	100
日本生命保険相互会社	50

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2021年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 78,000,000株
- ② 発行済株式の総数 19,588,000株 (自己株式 4,347,250株を含む)
- ③ 株主数 2,653名
- ④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
福田 孝太郎	3,320千株	21.78%
日本生命保険相互会社	752千株	4.94%
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 きらぼし銀行口 再信託受託者 株式会社日本カストディ銀行	695千株	4.56%
ビービーエイチ フィデリティ ピューリタン フィデ リティ シリーズ イントリンシック オポチュニティ ズ ファンド	681千株	4.47%
株式会社三菱UFJ銀行	677千株	4.45%
福田 礼子	644千株	4.23%
株式会社みずほ銀行	521千株	3.42%
株式会社北陸銀行	500千株	3.28%
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505224	440千株	2.89%
福田 百合子	367千株	2.41%

- (注) 1. 当社は自己株式を4,347千株保有しておりますが、上記大株主からは除いております。自己株式には株式給付信託 (J-ESOP及びBBT) が所有する121,000株は含まれておりません。
2. 持株比率は自己株式 (4,347千株) を控除して計算しております。また、小数点第3位を四捨五入しております。
3. 「みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 きらぼし銀行口 再信託受託者 株式会社日本カストディ」名義の株式695千株は、株式会社きらぼし銀行が保有する当社株式を退職給付信託として信託設定したものであり、議決権については株式会社きらぼし銀行が指図権を留保しております。
- ⑤ その他株式に関する重要な事項
- 当社は、株式給付信託 (BBT) への追加拠出を目的として、2020年11月26日開催の当社取締役会決議に基づき、2020年12月11日、株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) を割当先とする第三者割当による自己株式8,800株を総額64百万円で処分いたしました。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2021年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	福田 孝太郎	
代表取締役社長	白井 大治郎	
取締役	白川 修	開発本部長兼品質保証担当
取締役	福田 修一	経営システム部長
取締役	杉山 昌明	杉山昌明税理士事務所代表 公認会計士杉山昌明事務所代表 株式会社T S Iホールディングス社外監査役
取締役	佐藤 幸雄	株式会社グローバルスポーツ医学研究所相談役 株式会社ケッツトレーナー特別顧問
常勤監査役	中川 行雄	
監査役	太田 垣吉孝	
監査役	後藤 啓二	後藤コンプライアンス法律事務所代表 株式会社ノンストレス社外監査役 セントラル警備保障株式会社社外監査役 株式会社プリンスホテル社外取締役 株式会社西武ホールディングス社外取締役
監査役	廣江 昇	

- (注) 1. 取締役杉山昌明氏及び佐藤幸雄氏は社外取締役であります。
 2. 監査役後藤啓二氏及び廣江昇氏は社外監査役であります。
 3. 監査役後藤啓二氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有しております。
 4. 監査役廣江昇氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 5. 当社は、社外取締役杉山昌明氏及び佐藤幸雄氏、社外監査役後藤啓二氏及び廣江昇氏を東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

② 事業年度中に退任した監査役

氏名	退任時の地位・担当及び兼職の状況	退任日	退任事由
岡野 照久	監査役	2020年6月26日	任期満了

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

④ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等

当社は、2021年2月26日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、フクダグループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資する報酬体系とし、優秀な人材を確保・維持できる報酬水準とすることを基本方針とします。具体的には、基本報酬（月額報酬）と賞与、及び業績連動型株式報酬（社外取締役を除く）で構成します。

また、報酬体系・水準は、経済情勢や当社業績、他社水準、及び独立社外取締役の意見等を踏まえて見直しを行うこととします。

2. 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数等に応じて総合的に勘案して決定するものとします。

3. 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

(1) 賞与

各事業年度の連結経常利益に連動させ、各取締役の業績への貢献度等を加味した上で算出された額を、賞与として毎年一定の時期に支給します。

(2) 業績連動型株式報酬（社外取締役を除く。）

業績連動型株式報酬として、「株式給付信託（BBT（Board Benefit Trust））」を採用します。

BBTに係る指標及び額は、業績向上への動機づけとなることを目的として各事業年度の連結売上高、連結経常利益額及び連結当期純利益額に連動させ、各取締役の業務

執行状況を加味した上で算出します。

また、額の決定は、「役位に応じた基準ポイント」と「前事業年度からの業績指標の増減率に応じて連動させる業績連動係数」を乗じて算出した値を当事業年度のポイント数とし、退任時まで付与されたポイントを合計した数に応じた当社普通株式(1ポイントにつき1株に換算)を退任時に給付します。

4. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業績連動性が高く、適切なインセンティブとするため、報酬等の種類ごとの比率は、「基本報酬」：「賞与」：「業績連動型株式報酬」＝5：4：1を目安とします。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の報酬額の決定に際しては、取締役会の決議にもとづき代表取締役が委任を受けるものとし、その権限の内容は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、会社の業績や各取締役の役位、前事業年度の業務執行状況や当事業年度の役割期待等を総合的に勘案し、決定するものとします。

ロ. 監査役の報酬等

当社の監査役の報酬等は、月例の固定報酬及び賞与であり、個人別の報酬等は監査役の協議により決定いたします。

ハ. 当該事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	賞 与	業績連動型 株式報酬	
取 締 役 (うち社外取締役)	555 (7)	232 (6)	285 (1)	37 (-)	6 (2)
監 査 役 (うち社外監査役)	20 (9)	17 (8)	3 (1)	-	5 (3)
合 計 (うち社外役員)	576 (17)	250 (15)	288 (2)	37 (-)	11 (5)

- (注) 1. 上記には、当事業年度中に退任した社外監査役1名を含んでおります。
 2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 3. 業績連動報酬等として賞与を支給しております。会社業績向上に対する意識を高めるため、賞与にかかる業績指標として連結経常利益を掲げ、各取締役の業績への貢献度等を加味した上で算出された額を支給しております。なお、当事業年度を含む連結経常利益額の推移は、「1.(2)直前3事業年度の財産及び損益の状況」に記載のとおりです。

4. 業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT）」を導入しております。BBTに係る指標及び額等は、「イ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等」とおりであります。また、当事業年度において交付した株式はありません。
5. 取締役の金銭報酬の額は、2019年6月27日開催の第72回定時株主総会において年額6億円以内（うち社外取締役分20百万円以内）と決議いただいております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名（うち、社外取締役は2名）です。
また、金銭報酬とは別枠で、2016年6月29日開催の第69回定時株主総会において、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT）」の拠出金額（報酬等の額）の上限を108百万円（3事業年度）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は、5名です。
6. 監査役の金銭報酬の額は、2008年6月26日開催の第61回定時株主総会において年額36百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名（うち、社外監査役は2名）です。
7. 取締役の個人別の報酬額の決定に際しては、取締役会の決議にもとづき代表取締役会長福田孝太郎が委任を受け、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、会社の業績や各取締役の役位、前事業年度の業務執行状況や当事業年度の役割期待等を総合的に勘案し決定しております。これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が最も適しているからであり、委任を受けた裁量の余地も限られていることから、決定方針に沿うものであると判断しております。
8. 2005年6月29日開催の第59回定時株主総会において「役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件」を決議いただいております。当事業年度末における今後の打ち切り支給予定額は、取締役2名に対し816百万円を退任時に支給する旨となっております。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人との関係

- ・ 取締役杉山昌明氏は、杉山昌明税理士事務所代表、公認会計士杉山昌明事務所代表、株式会社T S Iホールディングスの社外監査役であります。当社は、杉山昌明税理士事務所、公認会計士杉山昌明事務所、株式会社T S Iホールディングスとは特別な関係はありません。
- ・ 取締役佐藤幸雄氏は、株式会社グローバルスポーツ医学研究所の相談役、株式会社ケッツトレーナーの特別顧問であります。当社は、株式会社グローバルスポーツ医学研究所、株式会社ケッツトレーナーとは特別な関係はありません。
- ・ 監査役後藤啓二氏は、後藤コンプライアンス法律事務所代表、株式会社プリンスホテル、株式会社西武ホールディングスの社外取締役、株式会社ノンストレス、セントラル警備保障株式会社の社外監査役であります。当社は、後藤コンプライアンス法律事務所、株式会社プリンスホテル、株式会社西武ホールディングス、株式会社ノンストレス、セントラル警備保障株式会社とは特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

・取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会		監査役会	
	出席回数/開催回数	出席率	出席回数/開催回数	出席率
取締役杉山昌明	12回/12回	100%	—	—
取締役佐藤幸雄	12回/12回	100%	—	—
監査役後藤啓二	12回/12回	100%	12回/13回	92%
監査役廣江昇	10回/10回	100%	10回/10回	100%

(注) 廣江昇氏は就任後に開催された取締役会及び監査役会を分母としております。

・取締役会における発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
 取締役杉山昌明氏は、公認会計士及び税理士としての専門的見地から、取締役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。また、コンプライアンス・リスク管理委員会に出席し、客観的・中立的立場で当社グループの業務全般に係る諸リスクを適切に助言しております。

取締役佐藤幸雄氏は、社会医学・医療経済等に関する豊富な知見により、取締役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。また、コンプライアンス・リスク管理委員会に出席し、客観的・中立的立場で当社グループの業務全般に係る諸リスクを適切に助言しております。

・取締役会及び監査役会における発言状況

監査役後藤啓二氏は、弁護士経験による専門的見地から、取締役会において取締役の適正な意思決定を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会においてコンプライアンス経営並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。

監査役廣江昇氏は、長年にわたる金融機関での見識と豊富な経験により、取締役会において取締役の適正な意思決定を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において経理システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

- ① 名称 有限責任 あずさ監査法人
- ② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	64百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	64百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
- ③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制

当社では2015年6月11日開催の取締役会において「内部統制システムの基本方針」の改定について決裁、同日付けで施行されました。この改定、施行された基本方針による業務の適正を確保するための体制は以下のとおりであります。

1. フクダグループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①コンプライアンスの徹底を重要な経営課題の一つとして位置づける。コンプライアンスの実効性確保のために、「フクダグループ行動規範」を定めるほか、取締役会規程、決裁規程、就業規則、経理規程、関連会社管理規程、経営理念、倫理綱領、その他、必要かつ有効な規程、基準を整備、運用する。
- ②①における規程の制定、改廃をフクダグループ内に適時、適切に周知するために「通知書」の発行を制度化し、実行する。
- ③内部監査部門としてフクダグループ内の各社、各部門から独立した監査室を当社内に設置し、専任の監査員を配置する。また、監査室による監査は内部監査規程及び内部監査マニュアル・手順書に基づき、客観的かつ効率的に行う。
- ④内部通報制度の制定により、フクダグループ内の各社、各部門あるいは役職員による不正行為の早期発見を可能とする。この内部通報制度では公益通報者保護法に基づいて通報者の保護が行われ、また、内部通報規程により公正な運営が行われる。
- ⑤特定株主や反社会的勢力からの不当な要求や民事介入暴力に対しては、毅然と対応することを宣言し、日頃から所轄の警察署等との関係を図る。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①取締役会議事録はじめ取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理の基準と手順について文書取扱規程を整備、運用する。
- ②情報漏洩防止のため、情報セキュリティ管理規程及びインサイダー取引防止規程を整備、運用する。
- ③電子データで保存している情報の意図しない破壊や流出の防止を図るため、「情報セキュリティチェックシート」を整備し、フクダグループのすべての取締役、監査役及び使用人が毎年、自ら状況確認を行う。

3. フクダグループにおける損失の危機の管理、対応に関する規程その他の体制

- ①損失の危機の管理及び適正な業務遂行の基本は就業規則に明文化する。

- ②フクダグループ内で潜在するリスク、発生したリスクの有無を継続的に把握し、発生の予防、発生状況の確認、発生後の改善対応にあたるため、「コンプライアンス・リスク管理委員会」を組織し、定期的に、また、必要に応じて臨時に開催する。
- ③リスクの発生予防の見地から「フクダグループ行動規範」を制定し、フクダグループのすべての取締役、監査役、使用人が共通の基準のもと、行動する。
- ④危機発生時の対応にあたっては、各種の危機を対象とした「緊急事態対応マニュアル」を整備し、適時、適切に取り組む。「緊急事態対応マニュアル」はフクダグループ各社に配備し、グループ一体となって損失の危険を管理できるようにする。
- ⑤地震その他大規模災害の発生時にも、生命の維持に直結する当社製品を使用中の医療機関や患者様への影響を最小限化できるよう、緊急対応の体制を整備する。また、非常時には何時でもその体制が運用可能なように日常の点検を怠らない。

4. フクダグループの取締役による効率的な職務執行を確保するための体制

- ①取締役会規程、決裁規程その他取締役による効率的な職務執行を実現するための規程を制定、運用する。これらの規程の改廃は、当社取締役会での決議により行う。また、取締役会及び取締役並びに職務執行部門の権限を職務権限表にて明文化し、重要な意思決定が適切かつ十分な審議を経て効率的に行われる体制を整備、運用する。
- ②取締役会のほか、取締役の職務執行を図るために有効な経営会議、所属長会議等の会議体を設置、運用する。これらの会議体は定期的にまた必要に応じて臨時に開催し、開催の記録の原本はそれぞれの会議体事務局が保管する。
- ③当社取締役には、独立性が確保された社外取締役を含める。

5. フクダグループにおける業務の適正を確保するための体制

- ①「フクダグループ内部統制運用ハンドブック」を作成し、フクダグループ内の全ての役職員が業務の適正を確保するための判断基準や行動の基準を共有化する。
- ②当社に内部統制部を設置し、①による「フクダグループ内部統制運用ハンドブック」に基づくフクダグループ内の内部統制の推進にあたる。
- ③フクダグループ内のコーポレートガバナンスに関する体制図を策定し、フクダグループ内の各組織体での業務の適正性確保に係る責任の所在と牽制の関係を明確化する。
- ④子会社の取締役及び使用人からその職務の執行に係る事項が適時かつ適切に当社に報告されるよう、親子会社間の情報伝達に必要な体制を整備する。
- ⑤子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われるよう、当社は適切な指導・監督を行うとともに、人事異動や定期的な会議を通じて経営の質の均質化と向上を図る。

6. 財務報告の適正と信頼性を確保するための体制

- ①財務報告に係る会計、たな卸その他の諸業務は、フクダグループ内で統一した基幹システムを用いて行う。
- ②経理規程その他財務報告に関するフクダグループ内の基準、手順は、通知書の発行等により継続的に周知徹底する。
- ③フクダグループ内の経理関係者は、財務報告に関する基準、手順を正しく理解し、実行しているか自己点検する。
- ④①による基幹システムの整備、運用状況及び③による自己点検の結果に対して、毎年、計画的にまた必要に応じて監査室が内部監査を行う。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性を確保するための体制及び監査役が実効的に行われることを確保するための体制

- ①監査役の職務を補助すべき組織として取締役から独立した監査役室を常設し、監査役の職務を補助すべき使用人を置く。
- ②①により監査役室に所属する使用人の人事考課、人事異動については、常勤監査役と協議する。
- ③監査役を補助する使用人に対する監査役の指示の実効性を確保するため、社内規程の整備等を行う。

8. フクダグループの取締役及び使用人等が監査役に報告するための体制等、並びに報告したことを理由として不利益な扱いを受けないことを確保するための体制

- ①取締役会、経営会議、子会社業績報告会等、フクダグループの経営、リスクにかかわる重要な会議に監査役は出席し、報告を受ける。また、これらの会議において監査役は自らの意思により、質疑応答することができる。
- ②フクダグループの取締役及び使用人がリスクを認識した場合、①による会議の場であるかにかかわらず、自らの意思で監査役に直接報告することができる体制を整える。
- ③監査役に報告したことを理由とする不利益処分その他の不当な取り扱いを禁止する。

9. 当社の監査役職務の執行について生じる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役は監査その他職務の遂行に必要な経費、備品等については、監査役の申請に基づき、当社の経営計画及び年度予算計画と照合のうえ予算化する。予算外の出費の必要が発生した場合も、予め使用にあたって社内手続きを定め、その手続きにより出費を可能とする。

10. その他監査役による監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①監査役は適切な監査の実施のため、定期的に当社代表取締役と意見交換を実施する。

②監査役は定期的にまた必要に応じて随時、公認会計士その他関係する専門家と会議、相談の場を持つ。

11. 医療機器の開発、製造、販売、レンタル事業等の業務を適正に遂行するための体制

- ①当社は「品質方針」を明文化し、フクダグループ内で行う医療機器の開発、製造、販売、レンタル事業等、あらゆる業務を通して製品の品質の確保にあたる。
- ②医薬品医療機器等法はじめ、医療機器の開発、製造、販売、レンタル事業その他、フクダグループで遂行する事業や職務に係る法規法令や規程類に関するフクダグループ内での啓発活動を、計画的、継続的に実行する。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

1. 2006年5月12日の取締役会において決議されました内部統制整備の基本方針に基づき、代表取締役社長を委員長とする「コンプライアンス・リスク管理委員会」を組成し、内部統制に係る諸事項の報告、審議を行う体制を整備しています。本委員会の出席者は社外取締役を含む全ての取締役、監査役及び委員長の指名する者です。2020年度は、延べ9回、委員会が開催されました。さらに、内部統制部内にSOX推進室、監査室を設け、内部統制制度の整備・改善、運用確認を常時行う体制となっています。
2. 当社における内部統制の体制維持、向上のために、第74期中に以下の対応を行いました。
 - ①内部統制基本方針書の改訂
2020年4月1日付けで内部統制基本方針書を一部改訂すると同時に、2020年度用の内部統制基本計画書を制定し、経営環境の変化も踏まえて内部統制の積極的な推進とリスクへの対応強化に努めました。
 - ②「就業規則」、「賃金規程」、「職務権限表」等の改定
関連する法令等の改正や社内外の環境変化を踏まえ、健全経営とコンプライアンスの維持、向上が図れるよう、就業規則、賃金規程、職務権限表等を改定、周知しました。
 - ③教育講演、説明会の開催
次の教育講演、説明会を開催いたしました。
 - ・2021年3月17日：第75期の内部統制推進方針に関する説明
(対象者：グループ各社の代表者、本社の取締役、監査役、執行役員、部門長)
3. 就業規則、情報管理、経理規程その他規程類に関連する通知を発行し、継続的な周知徹底活動を行っています。

4. 毎四半期及び期末の決算にあたり、作業の基準、日程等に関する通知を発行し、グループ全体での適時、適正な決算の実現にあっています。
5. 組織的又は個人による法令・企業倫理・社内規則等に違反する行為に関する相談又は通報の適正な処理の仕組みを定めることにより、コンプライアンス違反の早期発見と是正を図り、公正かつ透明な企業活動に資することを目的とした、内部通報制度（フクダヘルプライン）を整備、運用しています。
6. すべての部門や従業員が連携して、フクダグループのリスクを適切に管理し、経営目標の達成に取り組んでいます。
 - ①ビジネスリスクの収集・分析等を厳正に行い、適切な経営戦略や経営計画を策定する。
 - ②財務報告の信頼性向上に係る内部統制の整備と充実を図る。
 - ③情報セキュリティの確保を図る。
 - ④生命に係る医療機器を事業の対象とすることを念頭においた倫理綱領（基本理念：我々は、その製造・販売・貸与するME機器・用品が、保健・医療の分野の進歩に寄与するという社会的使命を認識し、且つ高い倫理的自覚のもとに自らを厳しく律し社会の信頼に応えなければならない。）を制定し、継続的に啓発にあたる。万一、健康被害に及ぶ可能性のある事象が発生した場合には、可及的速やかに関係部署が協議をし、行政の指導も得て、適切な対応にあたる。
 - ⑤災害時等のネットワーク及びサービスの迅速な復旧をする。そのために計画的に仕組みの点検を行う。また、社内外の環境の変化に応じた改善を随時行う。
 - ⑥情報の漏えい、事故・災害等、緊急事態が発生した場合には、代表取締役社長の指示に基づき、速やかに「緊急対策本部」を設置し、適切かつ迅速に対応する。特に、第74期中においては新型コロナウイルス感染対策として、フクダグループの社会的使命に則った事業継続のための緊急対策本部を設置し、フクダグループ感染防止策を定めると共に、グループ内にて通知書等によりその周知徹底を図り、適時適切な対応を行いました。また、上記に関連して、以下の体制でリスク管理にあたっています。

- ・ 経営目標に関するリスク管理の体制

収益を中心とした経営目標に関するリスクは、その発生の予防、発見、対処の状況を取締役、本社各部門の部門長が出席する月例の会議で確認する体制を整備しています。子会社におけるリスクは子会社の代表者が集合する会議を毎年定期的で開催して確認する他、各子会社別に代表者と当社の取締役が面談を行い詳細の確認を行う体制を敷いて万全を期するようにしています。

- ・ 反社会的行為に関するリスク管理の体制

当社及び当社グループでは「フクダグループ行動規範」に反社会的行為への関与の禁止を明記のうえ、「私たちは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える個人やグループとの

関わり合いが起きたときには、社内で協力体制をとり、法令に基づき組織的かつ毅然とした対応を行います。」と宣言しています。また、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に加盟し、指導や情報を得つつ適切な対応が図れるように努めています。

7. 監査役による監査等が実効性を確保できるようにしています。

- ・当社の監査役会は、法令の求めるところに従って株主の皆様や社会に対しての責任が果たせるよう、取締役会から独立した機関として、取締役会に出席し取締役の職務執行状況を確認しています。
- ・状況に応じて取締役の出席する取締役会以外の会議にも出席し、取締役の職務執行状況を十分に確認できるようにしています。また、子会社の取締役の職務執行状況についても、面談、資料・帳票類の閲覧等により確認を行っています。その他、グループの健全経営に必要な対応に関連する法令、コーポレートガバナンス・コード等を基に実行しています。
- ・監査役会は規程に沿って月例の開催を基本とし、監査状況の相互確認、情報の共有化を図っています。必要時、緊急時には臨時に開催します。

8. 経営会議等により職務執行の確実性を高めるようにしています。

当社では、取締役会で決裁、委託された職務執行の状況や事業の進捗状況、業績・決算の見通しについて経営会議及び経営会議における課題に応じて補完する会議を開催し、確認しています。これらの会議には取締役、監査役はじめ関係する部門長が出席します。これらの会議も月例で開催しています。

(7) 会社の支配に関する基本方針

1. 基本方針の内容

当社は、医療機器・用品が直接人々の保健・医療の分野に直結するという社会的使命を認識し、高い倫理的自覚のもとにその進歩に貢献し信頼される企業を目標として事業を営んでおります。

医療機器事業の特徴は、製品開発に医療機器を使用する顧客（医師及び医療従事者）との信頼関係に基づく長期間にわたる連携・協業が必要不可欠であることにあります。そしてその開発の着想から市場に製品として送り出すまでには、臨床試験・医療機器の承認・製造業の許可・販売業の許可等取得に至るまで長期間にわたり相当の開発投資が必要です。

以上のことから、当社の事業は、中長期的視野のもとに経営することが必要であり、短期的な利益を追い求めるような経営は許されるものではありません。今後も安定的かつ継続的に発展を続けていくために、先に述べた当社を支えてきていただいた方々への配慮のない経営は、当社の企業価値を損なうものと考えます。

2. 不適切な支配の防止のための取り組み

当社は、2006年6月29日に開催された第59回定時株主総会におきまして、フクダ電子株式の大規模買付行為に関する対応策「買収防衛策」（以下「本プラン」といいます。）の導入に関し、承認可決いただきました。

これは、大規模買付行為がなされようとする場合における対応策を定めたものであります。

対応策を要約しますと、買付行為の目的・方法及び内容等が当社の企業価値及び株主の皆様との共同の利益に資するものであるかどうかについて、大規模買付者に対して情報提供を求めるとともに、取締役会による評価や代替案の提示を目的とした大規模買付ルールを定め、交渉を行います。そして、買付ルールが遵守されない場合や、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付、買付の条件が当社の企業価値に鑑み不十分又は不適切な買付の場合には、企業価値評価特別委員会（以下「特別委員会」といいます。）の諮問を経て、本プラン発動の検討を行います。

3. 具体的取り組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

当社の中期経営計画は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、当社の基本方針に沿うものです。

また、本プランは、企業価値・株主共同の利益を確保・向上させる目的をもって導入されたものであり、基本方針に沿うものです。本プランの発動に際しては必ず特別委員会の判断を経ることが必要とされていること、特別委員会は当社の費用で第三者専門家を利用することができること、有効期限が株主総会後に最初に開催される取締役会の終了時点までであること、企業価値・株主価値向上の観点から取締役会によりいつでも廃止できるとされていること等により、その公正性・客観性が担保されており、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(8) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の最重要施策として位置づけ、必要な内部留保を図りながら企業体質を充実・強化し、競争力のある事業展開、安定的な利益還元を継続して行うことを基本方針と定めております。

当期の期末配当金につきましては、1株当たり60円の普通配当に加え45円の特別配当を予定しておりましたが、通期の親会社株主に帰属する当期純利益が期初に予想した数値を上回ったことから、普通配当を90円、特別配当を110円、合計200円とさせていただきます。これにより、年間の配当金は、先に実施いたしました中間配当金75円と併せて1株につき275円となります。

配当支払い回数につきましては、中間期末日、期末日を基準日とした年2回を継続する方針であります。また、当社は、剰余金の配当等の会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定めることとする旨を定款で定めております。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	118,663	流 動 負 債	47,098
現金及び預金	56,590	支払手形及び買掛金	20,273
受取手形及び売掛金	43,161	電子記録債務	9,166
電子記録債権	2,799	短期借入金	1,750
有価証券	1,483	リース債務	267
商品及び製品	9,792	未払法人税等	4,887
仕掛品	123	賞与引当金	3,193
原材料及び貯蔵品	2,920	役員賞与引当金	436
その他	1,848	製品保証引当金	70
貸倒引当金	△57	その他	7,053
固 定 資 産	73,099	固 定 負 債	6,683
有 形 固 定 資 産	40,778	リース債務	2,004
建物及び構築物	6,852	役員退職慰労引当金	267
機械装置及び運搬具	531	役員株式給付引当金	134
工具、器具及び備品	15,387	退職給付に係る負債	3,193
土地	8,883	その他	1,084
リース資産	1,701	負 債 合 計	53,781
建設仮勘定	7,421	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	1,584	株 主 資 本	136,575
投 資 其 他 の 資 産	30,735	資本金	4,621
投資有価証券	10,051	資本剰余金	21,841
繰延税金資産	3,724	利益剰余金	130,491
保険積立金	15,096	自己株式	△20,378
その他	1,874	その他の包括利益累計額	1,405
貸倒引当金	△12	その他有価証券評価差額金	1,805
資 産 合 計	191,762	為替換算調整勘定	△274
		退職給付に係る調整累計額	△125
		純 資 産 合 計	137,981
		負 債 純 資 産 合 計	191,762

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結損益計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	146,756
売上原価	84,661
売上総利益	62,094
販売費及び一般管理費	42,283
営業利益	19,811
営業外収益	542
受取利息	65
受為替配当	129
投資事業組合運用益	91
その他	32
営業外費用	224
支払利息	89
契約解除の約	39
その他	30
特別利益	20
固定資産売却益	20,264
投資有価証券売却益	1,250
保険解約返戻金	71
特別損失	762
固定資産売却損失	417
減損損失	485
投資有価証券評価損	26
事業所移転費用	40
税金等調整前当期純利益	411
法人税、住民税及び事業税	6
法人税等調整額	21,030
当期純利益	7,196
親会社株主に帰属する当期純利益	△883
	14,716
	14,716

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				株主資本合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	
当 期 首 残 高	4,621	21,817	118,517	△20,358	124,597
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△2,741		△2,741
親会社株主に帰属する当期純利益			14,716		14,716
自 己 株 式 の 取 得				△65	△65
自 己 株 式 の 処 分		24		44	68
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	24	11,974	△20	11,978
当 期 末 残 高	4,621	21,841	130,491	△20,378	136,575

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利 益累計額合計	
当 期 首 残 高	644	△353	△461	△169	124,427
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△2,741
親会社株主に帰属する当期純利益					14,716
自 己 株 式 の 取 得					△65
自 己 株 式 の 処 分					68
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	1,161	78	335	1,575	1,575
当 期 変 動 額 合 計	1,161	78	335	1,575	13,553
当 期 末 残 高	1,805	△274	△125	1,405	137,981

(注)記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	83,035	流 動 負 債	48,781
現金及び預金	33,320	買掛金	10,033
受取手形	16	電子記録債権	9,166
売掛金	38,798	短期借入金	1,750
有価証券	1,483	リース債権	40
商品及び製品	4,682	未払法人税等	2,999
仕掛品	58	預かり金	2,856
材料及び貯蔵品	2,366	賞与引当金	19,220
前渡金	217	役員賞与引当金	1,274
短期貸付金	1,443	製品保証引当金	289
そ の 他 金	1,084	製品保証引当金	96
貸倒引当金	△438	そ の 他	1,053
固 定 資 産	75,024	固 定 負 債	2,111
有 形 固 定 資 産	33,315	リース債権	177
建物	3,804	役員株式給付引当金	134
構築物	106	退職給付引当金	901
機械及び装置	216	長期未払金	816
車両運搬具	9	そ の 他	82
工具、器具及び備品	14,970	負 債 合 計	50,892
土地	7,534	純 資 産 の 部	
リース資産	198	株 主 資 本	105,362
建設仮勘定	6,474	資 本 金	4,621
無 形 固 定 資 産	1,338	資 本 剰 余 金	21,840
ソフトウェア	1,119	資 本 準 備 金	8,946
ソフトウェア仮勘定	124	そ の 他 資 本 剰 余 金	12,894
そ の 他	94	利 益 剰 余 金	99,292
投 資 そ の 他 の 資 産	40,370	利 益 準 備 金	1,171
投資有価証券	9,739	そ の 他 利 益 剰 余 金	98,120
関係会社株	10,020	事 業 拡 張 積 立 金	300
出資	1	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	53
関係会社出資	423	別 途 積 立 金	37,500
長期貸付金	4,282	繰 越 利 益 剰 余 金	60,267
繰延税金資産	1,101	自 己 株 式	△20,392
保険積立金	14,917	評 価 ・ 換 算 差 額 等	1,804
そ の 他 金	452	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,804
貸倒引当金	△566	純 資 産 合 計	107,167
資 産 合 計	158,059	負 債 純 資 産 合 計	158,059

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科	目	金	額
売	上	高	81,766
売	上	原	55,686
売	上	総	26,079
販	費	及	14,562
営	業	利	11,517
営	業	外	3,614
受	取	利	95
受	取	配	2,928
為	替	差	90
投	資	事	32
そ	の	組	467
営	業	外	105
支	払	利	105
そ	の	他	0
経	常	利	15,025
特	別	利	1,213
固	定	資	33
投	資	有	762
保	険	解	417
特	別	損	464
固	定	資	24
減	損	損	28
投	資	有	411
税	引	前	15,774
法	人	税	4,020
法	人	税	△251
当	期	純	12,005

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計
					事業拡張積立金	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	4,621	8,946	12,870	21,816	1,171	300	53	37,500	51,003	90,028
当期変動額										
剰余金の配当									△2,741	△2,741
当期純利益									12,005	12,005
自己株式の取得										
自己株式の処分			24	24						
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)										
当期変動額合計	-	-	24	24	-	-	-	-	9,263	9,263
当期末残高	4,621	8,946	12,894	21,840	1,171	300	53	37,500	60,267	99,292

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額	評価・換算差額等	換算計	
当期首残高	△20,371	96,095	643		643	96,739
当期変動額						
剰余金の配当		△2,741				△2,741
当期純利益		12,005				12,005
自己株式の取得	△65	△65				△65
自己株式の処分	44	68				68
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			1,161		1,161	1,161
当期変動額合計	△20	9,267	1,161		1,161	10,428
当期末残高	△20,392	105,362	1,804		1,804	107,167

(注)記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月26日

フクダ電子株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 櫻 井 紀 彰 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 越 智 一 成 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、フクダ電子株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フクダ電子株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月26日

フクダ電子株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 櫻井紀彰 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 越智一成 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、フクダ電子株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第74期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第74期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部統制部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び内部統制部門等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社の主要部門及び子会社等において業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、親子会社合同の重要な会議等に出席するほか、会計監査人が行う子会社の監査に立会い会計監査人の監査指摘事項を通して子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、同時に必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月28日

フクダ電子株式会社 監査役会

常勤監査役	中川行雄	印
監査役	太田垣吉孝	印
社外監査役	後藤啓二	印
社外監査役	廣江昇	印

以上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役9名選任の件

取締役全員(6名)は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、急速に変化する事業環境への対応と今後の事業展開を踏まえ、経営体制及びコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、取締役を3名(うち社外取締役1名)増員し、取締役9名(うち社外取締役3名)の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	ふく だ こう たろう 福田 孝太郎 (1945年6月27日生) 再任	1968年4月 当社入社 1973年6月 当社取締役 1978年1月 当社専務取締役 1985年8月 当社代表取締役社長 2012年6月 当社代表取締役会長(現任) 【選任理由】 福田孝太郎氏は、長年にわたり当社代表取締役社長及び代表取締役会長として強いリーダーシップを発揮し、フクダグループを牽引しています。経営者としての豊富な見識、経験と実績に基づき、引き続き当社の経営に貢献することが十分に期待できることから取締役候補者として適任と判断しました。	3,320,137株
2	しら い だい じろう 白井 大治郎 (1951年11月6日生) 再任	1980年4月 当社入社 1997年4月 フクダ電子西関東販売株式会社代表取締役 2006年4月 当社執行役員 2007年4月 当社経営企画部長 2007年6月 当社取締役 2008年6月 当社常務取締役 2012年6月 当社代表取締役社長(現任) 【選任理由】 白井大治郎氏は、長年にわたり当社代表取締役社長として強いリーダーシップを発揮し、フクダグループを牽引しています。経営者としての豊富な見識、経験と実績に基づき、引き続き当社の経営に貢献することが十分に期待できることから取締役候補者として適任と判断しました。	8,000株

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
3	福田修一 (1955年3月28日生) 再任	1978年7月 当社入社 1994年4月 当社財務部経理課長 1996年4月 当社国際営業事業部シアトル駐在事務所長 1999年4月 当社経営企画本部経営企画室次長 2003年12月 当社社長室関連会社管理部長 2006年4月 フクダ電子四国販売株式会社代表取締役 2008年4月 当社執行役員 当社経理部長 2008年6月 当社取締役(現任) 2010年4月 当社経営システム部長(現任) 【選任理由】 福田修一氏は、長年にわたり当社管理部門を主導し、経理、経営企画、経営システムなどの豊富な経験と実績を有するとともに、当社取締役就任以降、フクダグループの経営における重要な一翼を担っています。引き続き当社の経営に貢献することが十分に期待できることから取締役候補者として適任と判断しました。	149,535株
4	小川治男 (1957年4月13日生) 新任	1982年4月 オリnpas株式会社入社 2011年4月 同社執行役員 2012年4月 同社常務執行役員 オリnpasイメージング株式会社代表取締役社長 2015年6月 オリnpas株式会社取締役常務執行役員 技術開発部門長(CRDO) 2016年4月 同社取締役専務執行役員 技術統括役員(CTO)兼技術開発部門長(CRDO) 2019年6月 同社執行役員 CTO 2020年5月 当社入社 当社執行役員(現任) 当社開発本部副本部長 2021年4月 当社開発本部長(現任) 【選任理由】 小川治男氏は、長年にわたり技術開発部門に携わり、取締役としての豊富な経験と実績を有するとともに、当社入社以降も開発部門の強化に貢献しております。その経験を活かし、当社の経営に貢献することが十分に期待できることから取締役候補者として適任と判断しました。	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
5	けんちかずお 玄地一男 (1958年3月24日生) 新任	1980年8月 フクダ電子南東北販売株式会社入社 2003年4月 フクダ電子北東北販売株式会社代表取締役 2004年4月 フクダ電子南関東販売株式会社代表取締役 2010年4月 フクダ電子南東北販売株式会社代表取締役 2014年4月 当社執行役員(現任) 当社営業本部副本部長 2020年4月 当社営業本部長(現任) 【選任理由】 玄地一男氏は、長年にわたり当社営業部門に携わり、当社子会社である販売会社の代表取締役を経て、現在は営業本部長として業績拡大に貢献しております。その経験を活かし、当社の経営に貢献することが十分に期待できることから取締役候補者として適任と判断しました。	3,200株
6	ひさのなおき 久野直樹 (1968年9月22日生) 新任	1998年3月 当社入社 2012年7月 当社社長室経営企画部長 2012年10月 プレステクノロジー株式会社取締役管理部長(現任) 2014年7月 当社社長室付部長(現任) 2015年7月 当社執行役員(現任) 【選任理由】 久野直樹氏は、長年にわたり経営企画、I Rなど管理部門全般に関する広範な知見と豊富な経験を有しております。その知見と経験を活かし、当社の経営に貢献することが十分に期待できることから取締役候補者として適任と判断しました。	1,500株

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
7	杉山昌明 (1947年4月14日生) 再任 社外 独立	1972年11月 ピート・マーウィック・ミッチェル会計士事務所入所 1974年5月 芹沢政光公認会計士事務所入所 1976年9月 公認会計士登録 1977年1月 税理士登録 杉山昌明税理士事務所代表(現任) 1987年8月 監査法人朝日新和会計社(現有限責任あずさ監査法人)社員 1997年8月 同監査法人代表社員 2006年6月 同監査法人監事会議長 2009年6月 同監査法人退社 2009年7月 公認会計士杉山昌明事務所代表(現任) 2014年5月 株式会社T S Iホールディングス社外監査役(現任) 2014年6月 当社社外取締役(現任) 【選任理由及び社外取締役として期待される役割】 杉山昌明氏は、長年にわたり、公認会計士・税理士として活躍され、企業会計・税務に精通しています。また、同氏は、これまで社外役員となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、公認会計士・税理士として、財務及び会計に関する高い見識を有しているため、その専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことを期待し、社外取締役候補者として適任と判断しました。	0株
8	佐藤幸雄 (1945年10月9日生) 再任 社外 独立	1971年5月 日本大学医学部入局(衛生学) 1980年12月 医学博士号取得 1981年5月 オリンピック強化選手I O C公認スタッフ 1983年4月 株式会社イリス代表取締役社長 1985年6月 株式会社グローバルスポーツ医学研究所相談役(現任) 2000年5月 株式会社ケッツトレーナー特別顧問(現任) 2008年4月 株式会社オフィスM・A特別顧問 2009年6月 株式会社青山ビジネスフォーラム特別顧問 2019年6月 当社社外取締役(現任) 【選任理由及び社外取締役として期待される役割】 佐藤幸雄氏は、長年にわたり臨床医として活躍され、社会医学・医療経済等に関する豊富な知見を有しています。その知見を活かし、取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことを期待し、社外取締役候補者として適任と判断しました。	400株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
9	福田紀之 (1957年7月25日生) 新任 社外 独立	1981年4月 株式会社三和銀行(現 株式会社三菱UFJ銀行) 入行 2002年1月 株式会社UFJ銀行(現 株式会社三菱UFJ銀行) 八王子法人営業部長兼八王子支店長 2003年2月 同社リテール統括部部長兼UFJホールディングス経営企画部 2004年7月 同社飯田橋法人営業部長兼飯田橋支店長 2005年5月 同社市場国際統括部部長 2006年1月 株式会社三菱東京UFJ銀行(現 株式会社三菱UFJ銀行) 投資銀行企画部副部長兼三菱UFJフィナンシャルグループ投資銀行企画部 2007年6月 同社法人業務部東日本エリア担当部長 2008年4月 同社コーポレートファイナンス営業部長 2010年6月 株式会社ビジネスコンサルタント出向 同社経営管理部長 2010年12月 株式会社三菱東京UFJ銀行(現 株式会社三菱UFJ銀行) 退職 2011年1月 株式会社ビジネスコンサルタント転籍 2011年6月 同社取締役 同社経営管理部長 2013年3月 同社取締役執行役員 2013年10月 同社支援本部長 2016年4月 同社取締役常務執行役員 2018年4月 同社取締役専務執行役員 2020年6月 同社顧問(現任)	0株
		【選任理由及び社外取締役として期待される役割】 福田紀之氏は、長年にわたり金融機関で培った高い見識に加え、取締役として経営を担った経験を有しております。その見識や経験を活かし、取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことを期待し、社外取締役候補者として適任と判断しました。	

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 杉山昌明氏、佐藤幸雄氏及び福田紀之氏は、社外取締役候補者であります。
3. 杉山昌明氏は現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって7年になります。
4. 佐藤幸雄氏は現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって2年になります。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

5. 当社と杉山昌明氏及び佐藤幸雄氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、法令が定める額を限度とする旨の契約を締結しております。本総会において両氏が取締役 に再任された場合は、同契約を継続する予定であります。
また、福田紀之氏が本総会において選任された場合には、同氏との間においても同様の責任限定契約を締結する予定であります。
6. 杉山昌明氏及び佐藤幸雄氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出ております。
また、福田紀之氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
8. 上記各候補者の略歴は、2021年5月14日現在のものです。

第2号議案 取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、2019年6月27日開催の第72回定時株主総会において、年額6億円以内（うち社外取締役分200万円以内）と決議いただき現在に至っておりますが、急速に変化する事業環境への対応を背景に取締役の役割・責務が増大していること、有能な人材を確保するに相応しい報酬水準を維持する必要があること、また、第1号議案の承認可決を条件として取締役の増員を行うことに伴い、取締役の報酬額を年額10億円以内（うち社外取締役分200万円以内）と改めさせていただきたいと存じます。また、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたします。

なお、現在の取締役は6名（うち社外取締役2名）ですが、第1号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は9名（うち社外取締役3名）となります。

当社は、2021年2月26日開催の取締役会において「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」（事業報告〔本招集ご通知15頁〕をご参照ください。）を定めており、本議案は当該方針に沿うものです。本議案をご承認いただいた場合も当該決定方針を変更することは予定しておらず、本議案の内容は相当であると考えております。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

第3号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度に係る報酬枠再設定の件

1. 提案の理由及びこれを相当とする理由

当社は、2016年6月29日開催の第69回定時株主総会において取締役（社外取締役を除きます。以下、断りが無い限り、本議案において同じとします。）を対象とした業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust））」（以下、「本制度」といいます。）の導入についてご承認いただき（以下、上記株主総会における決議を「原決議」といいます。）今日に至っておりますが、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）が2021年3月1日に施行されたことに伴い、現在の取締役に対する本制度にかかる報酬枠に代えて、取締役に対する業績連動型株式報酬の報酬枠を改めて設定する旨のご承認をお願いするものであります。

本議案は、法令改正に伴う手続上のものであり、実質的な報酬枠を原決議と比較して増枠するものではなく、原決議同様、取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としており、当社の「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」（事業報告〔本招集ご通知15頁〕をご参照ください。）とも合致していることから、本議案の内容は相当であるものと考えております。

本議案は、第2号議案としてご承認をお願いしております取締役の報酬額（年額10億円以内（うち社外取締役分20百万円以内）。ただし、使用人分給与は含みません。）とは別枠として、本制度に基づく報酬を当社の取締役に対して支給するため、報酬等の額及び具体的な内容についてのご承認をお願いするものです。なお、本制度の詳細につきましては、下記2.の枠内で、取締役会にご一任頂きたいと存じます。

また、現時点において、本制度の対象となる取締役は4名ですが、第1号議案が原案通り承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は6名となります。

なお、本議案の決議の効力は、2021年3月1日に遡って生ずるものといたします。

2. 本制度における報酬等の額・内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭（取締役の報酬等）を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、当社の取締役に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式が給付される業績連動型の株式報酬制度です。なお、取締役が当社株式の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時となります。

(2) 本制度の対象者

当社の取締役（ただし、社外取締役を除きます。また、監査役は、本制度の対象外とします。）

(3) 信託期間

2016年9月から本信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了します。）

(4) 当社が本信託に拠出する金額（報酬等の額）の上限

当社は、2017年3月末日で終了した事業年度から2019年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度（以下、当該3事業年度の期間、及び当該3事業年度の経過後に開始する3事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）及びその後の各対象期間を対象として本制度を導入しており、現在の対象期間に関して本制度に基づく当社の取締役への給付を行うための株式の取得資金として、64百万円の金銭を拠出し、受益者要件を満たす取締役を受益者とする本信託を設定しております。本信託は当社が信託した金銭を原資として、現在の対象期間に関して当社株式8,800株を取得しております。

なお、現在の対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は原則として3事業年度ごとに、以後の3事業年度（以下、「次期対象期間」といいます。）に関し、108百万円を上限として、本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、当該追加拠出を行おうとする各次期対象期間の開始直前日に信託財産内に残存する当社株式（取締役が付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役に対する株式の給付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下、「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等は当該次期対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、当社が当該次期対象期間において追加拠出することができる金額の上限は、108百万円から残存株式等の金額（株式については、当該次期対象期間の開始直前日における時価相当額で金額換算します。）を控除した金額とします。

(5) 当社株式の取得方法及び取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記（4）により拠出された資金を原資として、株式市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施します。なお、取締役が付与されるポイント数の上限は1事業年度当たり6,200ポイントであるため、各対象期間について本信託が取得する当社株式数の上限は18,600株となります。

(6) 取締役に給付される当社株式等の数の上限

取締役に、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき、当社の業績達成度等により定まる数のポイントが付与されます。取締役に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は、6,200ポイントを上限とします。これは、現行の役員報酬の支給水準、取締役の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、取締役に付与されるポイントは、下記（7）の当社株式の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます（ただし、本株主総会における株主の皆様による承認決議の後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。）。

また、取締役に付与される1事業年度当たりのポイント数の上限に相当する株式数（6,200株）の発行済株式総数（2021年3月31日現在。自己株式控除後）に対する割合は約0.04%です。

下記（７）の当社株式の給付に当たり基準となる取締役のポイント数は、退任時までに取り締役に対し付与されたポイントを合計した数（以下、「確定ポイント数」といいます。）で確定します。

（７）当社株式の給付時期

取締役は、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、退任時に所定の受益者確定手続きを行うことにより、上記（６）で付与を受けた確定ポイント数に相当する当社株式について、本信託から給付を受けることができます

なお、ポイントの付与を受けた取締役であっても、株主総会決議において解任の決議をされた場合および当該取締役に取締役としての義務の違反があったことに起因して退任した場合は、給付を受ける権利を取得できないことがあります。

（８）本信託内の株式に係る議決権

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

（９）配当の取扱い

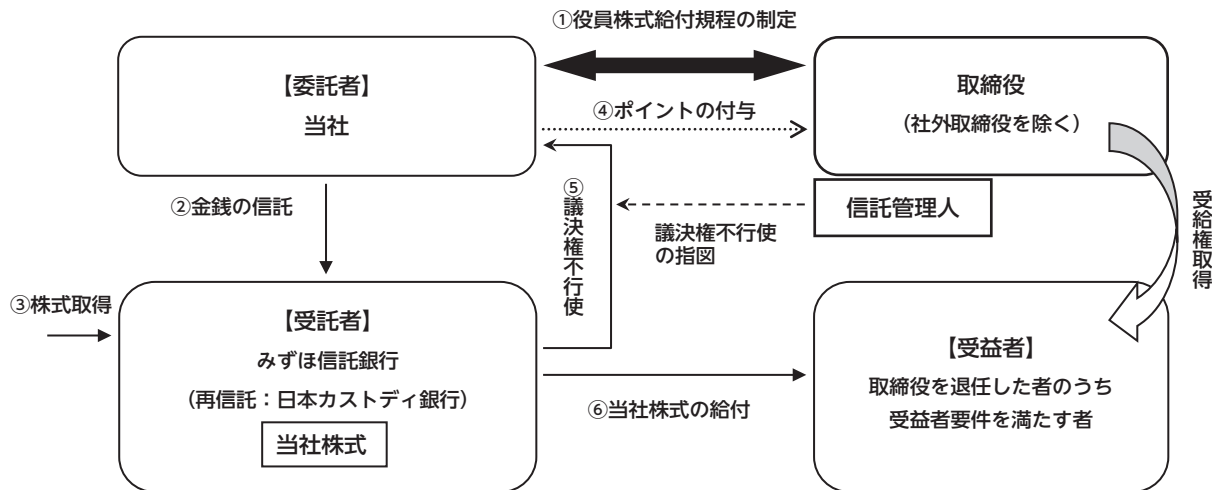
本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、その時点で在任する取締役に対し、各々が保有するポイントの数に応じて、按分して給付されることになります。

（１０）信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記（９）により取締役に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

<本制度の仕組み>



- ① 当社は、本株主総会において、本制度について役員報酬の決議を得て、本株主総会で承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、①の本株主総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、株式市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 当社は、「役員株式給付規程」に基づき取締役のポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行行使しないこととします。
- ⑥ 本信託は、取締役を退任した者のうち「役員株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者（以下、「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。

以上

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing.

会場ご案内図

(フクダ電子(株)本郷新館 1階ホール)
東京都文京区本郷二丁目35番8号
電話 (03) 3814-1211



※交通機関

□ 地下鉄

- ① 東京メトロ丸ノ内線
本郷三丁目駅 (出口1)
徒歩約5分
- ② 都営大江戸線
本郷三丁目駅 (出口3)
徒歩約5分
- ③ 都営三田線
春日駅 (A2出口)
徒歩約5分
水道橋駅 (A6出口)
徒歩約5分

□ JR

水道橋駅 (総武線) (東口)
徒歩約10分

□ 都バス

真砂坂上バス停
徒歩約2分

なお、駐車場はありませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。

本株主総会について

本株主総会では、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主の皆様には株主総会当日のご出席を見合わせることをご検討いただきますとともに、可能な限り、書面又はインターネットによる議決権の事前行使をお願い申し上げます。

なお、お土産はご用意しておりません。あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

